

令和2年 9月 1日

事業者 各 位

林材業労災防止協会青森県支部
支部長 齋藤 渉
(公印省略)

伐木等業務特別教育（補講）の実施について

日頃より、林材業の労働安全確保につきましては、種々格別のご配慮を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、厚生労働省では、労働安全衛生規則の一部改正及び安全衛生特別教育規程の一部改正が2月12日交付され、特別教育に係る規程については、令和2年8月1日の施行日までに定められた補講を受講しないと、施行日以降にチェーンソーを用いた伐木造材作業に就けなくなります。当支部では、安全衛生規則第36条第8号の特別教育（チェーンソーに関する講習を含む）修了者に対し学科2時間、実技0.5時間の補講を実施いたしますので、受講くださるようご案内申し上げます。

なお、開催日時や受講申込等については、青森県木材協同組合のHPにも掲載しております。

記

1. 特別教育受講対象者

安全衛生規則第36条8号「伐木等の業務に係る特別教育」の修了者。

2. 開催日時・開催場所（1日午前または午後の2回開催）

日 時	講習時間	定員	備 考
9月29日（火）	9：00～11：30	35名	8：30～受付
	13：30～16：00	35名	13：00～受付
10月28日（水）	9：00～11：30	35名	8：30～受付
	13：30～16：00	35名	13：00～受付

3. 教科及び時間

	科目	講義内容	時間
学科	伐木等作業に関する知識	造材の方法、下肢の切創防止用保護衣等の着用	1時間
	関係法令	労衛法、安衛令及び新安衛則中の関係条項	1時間
実技	伐木等の方法	下肢の切創防止用保護衣等の着用	0.5時間

4. 開催場所

平内町小湊字新道 46-56

青森産業技術センター 林業研究所 森林学習展示館

5. 受講料

会員 4, 500円 (テキスト代含む)

一般 5, 500円 (テキスト代含む)

6. 受講の申込

- (1) 受講希望者は申込書 (別紙2様式) に写真、特別教育修了証の写しを添えて、当支部あて郵送で申し込んで下さい。

申込締切日は、開催日の2週間前とします。

- (2) 各会場とも定員に達し次第締め切りいたします。

- (3) 受講料につきましては、受講申込書提出の上、開催日の1週間前までに下記口座宛送金下さい。

青森銀行 本店 (普) No.1076740

林業・木材製造業労働災害防止協会 青森県支部 支部長 齋藤 渉

7. 修了証

この補講を修了した者に対し修了証を交付いたします。

遅刻、早退者には修了証を交付いたしません。

8. 携行品

- (1) 筆記用具、下肢の切創防止用保護衣 (チャップスを持っている方)。保護衣の貸し出しも行います。
- (2) 自動車運転免許証等 (公的機関が発行したもので本人確認できるもの) を持参してください。

9. その他

- (1) 林災防青森県支部以外の受講修了者は、基本的には修了証を得たそれぞれの機関、団体等で補講を受けることとなりますが、それが困難な場合は当支部でも補講は可能です。この場合、それぞれの機関、団体からの証明 ((別紙3) 特別教育の受講確認連絡票) が必要となります。

- (2) お問い合わせ・申し込み先

林業・木材製造業労働災害防止協会青森県支部

青森市大字高田字川瀬 104-1 TEL017-739-8761 FAX017-739-8749